

在宅患者訪問診療料(Ⅰ)に関するお知らせ

当院は、医師が定期的に患者様のご自宅や施設を訪問し、計画的な医学管理のもとで診療を行う「在宅患者訪問診療料(Ⅰ)」を算定しております。

【当院の在宅医療体制について】

当院では、在宅療養中の患者様に対して、以下のような体制で訪問診療を行っています。

- 定期的な訪問診療（計画的かつ継続的）
- 24時間対応可能な連絡体制・緊急時の往診体制の確保
- 必要に応じた多職種との連携（訪問看護、薬局、ケアマネジャー等）
- 在宅療養計画書の作成と説明

対象となる患者様

在宅で療養されており、通院が困難な状態にある方、または医師が医学的に必要と判断した方が対象となります。

村尾在宅クリニック 院長 梁木理史